

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、火災予防条例が一部改正になりました

林野火災注意報及び林野火災警報の発令について

林野火災予防のため、気象条件により、林野火災注意報及び林野火災警報が発令されることになりました。火災予防条例第29条の規定による「火の使用の制限」について、林野火災注意報発令中は努力義務となります、林野火災警報発令中は義務となり、火の使用制限を受けることになります。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火紛を始末すること。

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出に「たき火」が加えられました。(火災予防条例第45条)火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為並びに火災と誤解を招くような行為を行う場合は、あらかじめ、消防署又は各分署にその旨を届け出なければなりません。判断に迷う場合には、お問い合わせください。

※ ご注意ください！

届出を提出しても、焼却行為を許可するものではありません。

なお、焼却行為に対して苦情や119番通報があった場合には、消防車が出動することもあります。ご理解のほどよろしくお願いします。

「たき火」に該当する具体的な行為とは？

○ たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)



○ たき火に該当しないと考えられる行為(イメージ)



このページに関するお問い合わせ先

栃木市消防署(指導係) Tel:0282-22-0119(代) Fax:0282-23-6562

藤岡分署 Tel:0282-62-3337 Fax:0282-62-2390

大平分署 Tel:0282-43-3500 Fax:0282-43-3741

都賀分署 Tel:0282-92-7084 Fax:0282-92-8644

西方分署 Tel:0282-92-2203 Fax:0282-92-2466

岩舟分署 Tel:0282-54-4119 Fax:0282-55-7999

